

令和元年度版 稚内市制度融資・助成制度のご案内

中小企業者の自主的な努力を支援するため、各種融資や助成を行っています。

■中小企業特別融資制度

低利の融資を斡旋し、保証協会の保証料を助成します。

種別	限度額	貸付期間	貸付利率	貸付の要件	融資の条件
運転資金	1,500万円	5年以内	短期 1.475%	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業、遊興娯楽業などの一部の業種を除く 銀行取引停止処分、借入金返済の遅滞、市税の滞納がないこと。 ※納税証明書（資格審査等申請用）を提出のこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 据置き期間は1年以内 原則として担保が必要（免除することもあります） 信用保証協会の保証付とすることができます（保証料は償還完了後に市が補給します）
設備資金	5,000万円	10年以内			
店舗等近代化資金	3,000万円	10年以内	長期 融資実行日時点の長期プライムレート [変動性]		
商店街環境整備資金	3,000万円	10年以内			

※短期とは借入金の返済が1年以内で、長期とは1年を超える場合に適用されます。

■中小企業振興基本条例の基本理念・基本方針に基づく助成制度

平成29年度から令和元年度を重点取り組み期間とし、中小企業者の自主的な努力を支援します。

種別	対象者	対象となる事業	助成率	限度額	対象経費
販路拡大支援事業助成金	中小企業者（製造業・農業・水産業これらに準ずるもの）	稚内産商品のPR活動につながるような展示会等への出展	1/2	30万円	出展小間料、小間装飾費、備品借用費、旅費など
		新製品開発やパッケージ改良、市場調査事業	1/2	30万円	外部専門家旅費、機械装置購入費及び賃借料、工具器具費、試作に伴う原材料費、試験分析外注費、デザイン外注費など
新規創業者支援事業助成金	新規創業者	概ね、週5日程度、20時間以上の営業するもので、中小企業相談所の推薦を受けた者 ※一部対象外業種あり	1/2	30万円 ※1ヵ月5万円 50万円	土地及び建物賃借料の6ヵ月分（敷金、礼金等、諸経費は除く） 初期設備費（建物取得・改修、設備導入も対象）
商店街空き店舗活用事業助成金	新規創業者 中小企業者	新規創業者は上記と同様 中小企業者は、既存店舗で営業を継続し、事業規模を拡大する者 ※中心市街地の商店街に限る	2/3	30万円 ※1ヵ月5万円	土地及び建物賃借料の6ヵ月分（敷金、礼金等、諸経費は除く）
				70万円	初期設備費（建物取得・改修、設備導入も対象）
人材育成事業助成金	中小企業者	中小企業大学校など公的機関が主催する研修に経営者及び従業員が参加する事業	1/2	1人あたり 3万円 1事業所あたり 15万円	受講料、旅費 ※市内で行われる場合は受講料のみ
商店街活性化事業助成金	商店街振興組合	集客力を強め販売を促進するための事業及び活性化推進を目的に行う調査又は計画策定事業	1/2	50万円	謝金、旅費、会場借上料、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、調査研究委託費

※いずれも、他の補助、助成制度の対象となっていない事業が助成対象となり、年間予算の範囲内で募集を締め切ります。

※詳細については、ホームページに掲載の助成要綱をご覧ください。水産商工課商工・労働グループ（23-6467）へご相談下さい。

■企業立地促進条例に基づく助成制度

工場等の新增設・設備投資を支援します。製造業のほかソフトウェアや情報処理・提供サービス業、工業製品開発のための試験研究施設が対象となります。

種別	要件	助成内容	限度額
施設設置費助成金	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資額 2,700万円を超えること（市税条例による課税免除対象者を除く） 	固定資産税相当額（3年間）	1,000万円
雇用奨励助成金	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資額 2,700万円を超えること 新規雇用者が5人以上 	新規雇用者1人につき20万円	1,000万円
用地取得費助成金	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資額 2,700万円を超えること 新規雇用者が5人以上 市内に工場等を有していないこと 	取得費の1/2	5,000万円

※稚内市税条例で課税免除が適用される場合もありますので、詳しくは税務課資産税グループ（23-6393）へご相談下さい。

■地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）

地域振興につながる事業に対して無利子貸付を行います。

融資の対象と要件	<ul style="list-style-type: none"> 新規の雇用者が1人以上 貸付対象事業費が1,000万円以上（用地取得費を除く） 公共性、事業採算性などがあること 	貸付額	500万円～20億2,000万円（借入総額の45%以内）
		貸付期間	15年以内（5年の措置期間を含む）
		貸付利率	無利子
		償還方法	元金均等の半年賦償還
		保証人	民間金融機関等の連帯保証が必要となり、保証料が必要です。

国の保証制度 セーフティネット保証（5号認定）のご案内

◎セーフティネット保証（5号）について

経済産業大臣が指定する事由（下記認定要件（イ）、（ロ）、（ハ））に該当していることを市長が認定した場合に適用される保証です。原油・原材料価格や仕入れ価格の高騰、景気悪化の影響を強く受けている中小企業者の皆様を対象に、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が、一般保証と別枠で保証します。

「認定申請書」及び「計算書」の様式は、市水産商工課、もしくは市水産商工課のホームページにあります。

保証限度額	2億8,000万円以内（うち無担保8,000万円以内）
保証料率・保証期間	下記の北海道信用保証協会旭川支店へお問い合わせ下さい。 北海道信用保証協会旭川支店 電話 0166-24-1441 FAX 0166-25-5649
対象事業者	指定業種については、中小企業庁ホームページをご覧ください。→ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm
共通申請書類	①要件に応じた認定申請書 ②計算書（申請様式に合う計算書を使用してください） ③業種が確認できる書類（商業登記簿謄本又は許可業の場合は許可証のコピー等）
（イ）	
認定要件	認定申請書第5号－（イ-①～③）※2部提出
主たる業種が指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上高等が前年同期比5%以上減少していること。（イ）の申請様式は、3種類あるので、認定基準を満たす様式で申請してください。	
申請書類	共通申請書類のほか、①最近3か月及び前年同期の売上高等が確認できる資料（月別試算表等 ※用意できない場合は、直近決算期とその前期における決算書のコピー）
（ロ）	
認定要件	認定申請書第5号－（ロ-①～③）※2部提出
主たる業種が指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。（ロ）の申請様式は、3種類あるので、認定基準を満たす様式で申請してください。	
申請書類	共通申請書類のほか、①最近1か月及び前年同期の原油等の平均仕入単価を確認できる書類（伝票等） ②最新の売上原価と、売上原価に対応する原油等の仕入価格が確認できる書類 ③最近3か月及び前年同期の原油等の仕入価格が確認できる書類（伝票等） ④最近3か月及び前年同期の売上高が確認できる書類（試算表、売上台帳等）
（ハ）	
認定要件	認定申請書第5号－（ハ-①～③）※2部提出
主たる業種が指定業種に属する事業を行っており、円高の影響により、最近1か月間の売上高等が前年同月比10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少することが見込まれること。（その後、2か月間の見込みについては、売上高等が減少すると思われる理由を書面で説明して頂きます。）（ハ）の申請様式は、3種類あるので、認定基準を満たす様式で申請してください。	
申請書類	共通申請書類のほか、①最近1か月及び前年同月の売上高等が確認できる書類（月別試算表等※申請月の前月が基本） ②その後2か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少すると思われる理由（理由書の様式は問いません）

※認定書の発行は、原則として申請書提出の翌日以降となりますのでご注意ください。

※本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

※認定申請書は稚内市役所のホームページからダウンロードできます。（市トップページ→各課のページ→水産商工課→融資、助成制度に関すること→セーフティネット保証制度）

稚内市制度融資・助成制度についてお気軽にご相談下さい。

稚内市 建設産業部 水産商工課 商工・労働グループ（市役所2階）

TEL 0162-23-6467 FAX 0162-23-7999

URL http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/shoko/shien/yushi_zyosei.html